

式 次 第

【日時】平成30年8月25日(土) 13:00~14:30

【場所】京都商工会議所 3階講堂

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 破産会社代表取締役挨拶
4. 破産会社の概要
5. 破産に至る経緯
6. 破産管財事務の経過等
7. 財団債権、優先的破産債権及び一般破産債権への配当可能性
8. 今後の手続について
9. 質疑応答
10. 閉会

事件番号	大阪地方裁判所	平成30年(フ)第3333号
破産管財人	弁護士	小松 陽 一 郎
出席破産管財人代理	弁護士	山 崎 道 雄
	弁護士	大 住 洋
	弁護士	中 原 明 子
	弁護士	原 悠 介
	弁護士	三 嶋 隆 子

【破産手続について】

破産手続とは、倒産状態に伴う混乱を避け、破産者の財産を公平に債権者に配分すること等を目的とする手続であり、裁判所の監督のもと厳格に行われます。

破産管財人は、破産手続を主宰するものとして裁判所より選任された者であり、破産者とは利害関係のない第三者です(破産者の代理人ではありません)。破産者の財産を調査し、管理・換価したうえ、配当可能財産があれば、法律に定めるところに従い、公平に配当等を行うことを使命としています。

説明会資料

1 破産会社の概要

- (1) 商 号 株式会社朽木ゴルフ倶楽部
- (2) 本店所在地 滋賀県高島市朽木宮前坊67番地の212
- (3) 代表取締役 前田 義礼
- (4) 主力業務 ゴルフ場の経営
- (5) 資 本 金 1000万円
- (6) 設立年月日 昭和51年1月16日
- (7) 株 式 等 発行済株式総数1000株(代表取締役が全株保有)
- (8) 従業員数 0名(平成30年7月31日付け事業譲渡に伴い、全従業員25名が株式会社オーレに転籍)
- (9) 労働組合 なし
- (10) 負債総額 76億8116万361円(1万1064件)
(内 訳) 預託金返還請求権 約71億5000万円
その他取引債権等 約5億3000万円
- (11) 直近3期の財政状況及び経営成績

決算期	H28.5期(41期)	H29.5期(42期)	H30.5期(43期)
総資産	4,822,813千円	4,378,178千円	4,397,151千円
純資産	-3,040,859千円	-3,354,253千円	-3,302,411千円
総売上高	131,889千円	125,700千円	99,498千円
営業損益	-28,873千円	-47,765千円	6,753千円
経常利益	9,075千円	-25,918千円	51,913千円
当期純利益	-53,593千円	-313,394千円	51,841千円

* 総資産の簿価は、40億円を超えているが、換価不可能な資産が大半を占めている。平成29年12月31日時点の清算評価額は、約3500万円である。

* 平成30年5月期(43期)は、営業損益~純利益がいずれも黒字となっているが、これは、ゴルフコースのメンテナンスを実施しなくなり、支出が減少したことが原因である。ゴルフ場として通常行われるコースメンテナンスを念頭に置いた場合、大幅な赤字である。

2 破産に至る経緯

(1) 最盛期

破産会社は、昭和51年1月16日に設立された株式会社である。星ヶ浦開発株式会社より、事業譲渡の方式で西琵琶湖カントリークラブの雄琴コース(昭和47年7月22日開場)を取得し、「朽木ゴルフ倶楽部」として、営業を開始した。

本件ゴルフ場は、滋賀県大津市や京都市から車で1時間以内の場所であり、また、バブル景気の影響もあって、当初は、それなりに順調に営業を行っていたようである。破産会社のピークは、平成4年であり、来場者は、年間5万4000人を超え、年間売上は8億円を超えた。

但し、破産会社は、星ヶ浦開発株式会社より、多額の会員債務(6605件、総額約61億6000万円)をも承継していたので、設立当初から債務超過の状態にあった。また、本件ゴルフ場は、積雪地域に位置しており、年間65日間前後は閉場を余儀なくされる等、本来的に赤字体質を内包していた。

(2) 多額の投資、不良債権化

破産会社は、平成4年に開場20周年を迎えるに際して、記念事業として、9ホールの新設を企画し、開発許可申請手続や用地買収を行った。ところが、開発許可を得るまでに、8年4ヶ月の月日を要し、その間に多額の経費を費やした。

また、遅くとも平成5年ころまでに、破産会社の元代表者である大鉢紘樹が代表取締役となって設立した株式会社ジャパンウエストに対し、九州でのゴルフ場開発のための資金として約12億円程度の資金を貸付けた。その後、株式会社ジャパンウエストは、九州各所でゴルフ場用の土地を取得したが、開発許可を得られず、事業が頓挫して倒産したため、上記貸付金は回収不能となっている。

さらに、関連会社である弘洋産業株式会社に対し、大津市内でのゴルフ練習場開発資金等として、5億円程度を貸付けた。ところが、弘洋産業株式会社は、想定していた売上げを上げることができず、廃業してしまい、上記貸付金も回収不能となっている。

以上のほか、バブル終焉期に、取引先への多額の貸倒れがあり、これらを含む膨大な不良債権が破産会社の経営状況を圧迫した。

(3) 売上げ減少、退会請求の増加

一方、本件ゴルフ場は、バブル崩壊とゴルフブームの衰退の影響で、平成5年ころから、徐々に売上げが減少していった。また、ゴルフ会員権市場の相場は、額面の0%~10%前後にまで下落したといわれており、退会して破産会社に直接預託金の返還を請求する会員も増加していった。

破産会社は、当初、預託金の一括返還に応じていたが、平成10年1月からは、一括返還を中止し、分割返還で対応するようになった。

破産会社は、支出削減を図るべく、平成10年4月には、キャディの全廃、従業員のリストラ等を断行したが、それでも、増加する退会請求に対して、資金が追いつかない状況であった。

平成10年によりやく新コースの開発許可が下り、売上げ増加と退会請求の減少を期待して、関西アーバン銀行及び滋賀銀行から借入れをし、新コースを開発したが、新コースは、滋賀県の新しい指導要綱から厳しい制約を受け、意図する造成工事ができなかった。結果、会員からは、十分な評価を得られず、入場者数は、さらに減少し、退会による返還請求にも歯止めがかからなかった。

(4) 一回目の民事再生手続

以上の経過で、破産会社は、支払不能に陥り、平成13年8月29日、大津地方裁判所に対し、民事再生手続開始申立てを行い(平成13年(再)第3号)、同年11月28日午前10時に開始決定を受けた。そして、平成14年5月15日に再生計画案を提出し、同年10月17日に認可決定を受けた(同年11月20日確定)。

上記再生計画案は、いわゆる自主再建型であり、再生債権につき、原則として元本の15%を10年間で弁済していくこととなっていた。但し、会員債権者のうち、会員継続を選択した者については、認可決定確定後の10年後にはじめて退会できるものとし、年間5000万円を限度として、預託金の56%を返還することとなっていた(5000万円の上限を超える退会請求があった場合には、抽選により、退会者を決定する)。すなわ

ち、会員債権者においては、①即時に退会をし、10年間で預託金の15%の返還を受けるか、②10年間の据置き期間経過後に退会をして、預託金の56%の返還を受けるかを選択できることとなっていた。

(5) 二回目の民事再生手続に至る経緯

上記再生計画案では、年間の来場者数を3万7000人と見込んでいた。ところが、再生計画認可決定確定直後の平成15年の来場者数は、計約3万2000人であり、想定を大幅に下回った。その後も、来場者数は、減少が続き、平成18年は、同年3月に発生した国道367号線の崖崩れにより、来場者数の5割を占める京都方面からのアクセスに支障を来たした結果、来場者数が年間約2万5000人程度にまで減少した。平成19年には、新コースの閉鎖も余儀なくされた。

売上げが想定に全く届かなかったため、即時退会の意思表示をした退会会員に対しては、3回の弁済を行って以降、全く弁済ができない状況となった。また、平成25年から、10年間の据置き期間経過後の預託金返還も開始されたが、来場者数が2万人を切るようになったこともあり、平成27年には、5000万円の上限の抽選に当選した者に対して10%を下回る返済しかできなかった。

平成28年には、新コースに係る土地を太陽光発電の用地として売却したが、資金繰りは回復せず、平成29年には、コースメンテナンスの外注費が支払えなくなり、コースの管理状況は悪化していった。平成30年4月には、資金繰りショート見込みとなった。

そこで、破産会社は、今度はスポンサーの支援による再建を目指し、平成30年4月9日、大阪地方裁判所に対し、2回目の民事再生を申立てた(平成30年(再)第1号)。

(6) 本破産に至る経緯

2回目の民事再生申立て時には、有限会社シーサイドハウジングが具体的な支援額を明示した上でスポンサー候補として支援を開始したが、その支援額は、一般債権者への弁済原資を捻出するには及ばなかったため、破産会社は、より有利で・高額の条件で支援をするスポンサーを探索し続けた。

しかし、結局、有限会社シーサイドハウジングを超える条件を提示するスポンサーは現れなかった。破産会社は、このまま具体的な支援無くして事業を継続した場合には、資金繰りがショートし、ゴルフ場の閉鎖を余儀なくされる状況にあり、さらには、周辺に多大な混乱をもたらすことも懸念されたことから、平成30年7月31日、有限会社シーサイドハウジングの指定会社である株式会社オーレ(なお、株式会社オーレは、有限会社シーサイドハウジングの代表取締役が100%出資して新設した会社)への事業譲渡を選択した。

そして、事業譲渡の対価から、ゴルフ場施設への担保権者への受戻金や滞納公租公課の一部の弁済金等を控除すると、保有する財産は、約1400万円しかない状況となり、平成30年8月9日、民事再生手続を断念し、同手続を取下げのうえ、同日、本申立てに至った。

3 破産管財事務の経過等

(1) 基本方針

本件は、約1万1400名の会員を擁してゴルフ場を運営していた破産者が、かつて天津地方裁判所平成13年(再)第3号として民事再生手続

の申立てをなし、再生計画案について認可決定を得て再生をしていたが、再度、経営悪化により民事再生の申立てを行い、結局、破産に至った事案である。2回目の民事再生申立ての際に、破産会社においては、換価可能な資産はほとんどなく、また、資金繰りショートが目前となり、直ちに自己破産を行うか、それとも、スポンサーの支援を受けてゴルフ場を守るかの選択を迫られた際に、混乱を最小限に留めるべく後者を選択したものである(直ちに自己破産した場合、本件ゴルフ場は、一旦廃業を余儀なくされ、相当期間、荒地として放置された状態となり、周辺環境への影響も懸念されたと思われる)。結果、本件ゴルフ場は、現在、株式会社オーレにおいて、従前と同様に営業が維持されており、平成30年6月に専属のグリーンキーパーが着任し、コースメンテナンスも実施され、プレー環境も大幅に改善されている。以上の本件自己破産に至る経緯について、債権者に正確に理解いただき、破産管財業務にご協力いただく必要がある。

また、破産会社は、上記2(2)のとおり、過去に多額の投資を行っており、このことが事業悪化の原因ともなっていることから、計上漏れしていたり、第三者に違法に資産が散逸していないか調査する必要がある。

(2) 破産手続開始決定直後の業務

破産手続開始決定直後の平成30年8月9日午前11時ころより、本件ゴルフ場の現況調査を実施した。上記のとおり、株式会社オーレにおいて、従前と同様に営業が維持されており、また、平成30年4月の民事再生申立時よりもコース状況が格段に改善していることを確認した。

さらに、本件では、債権者から問い合わせが多数寄せられることが予測されたため、破産手続開始決定日より、管財人室コールセンターを設置し、各種問い合わせに対応している(本日までの問合せ件数50件程度)。加えて、破産会社のHP(現在、株式会社オーレが管理)において、各種情報を発信している。

(3) 破産財団の現状

引継現金は、2407万6716円である。預貯金は、63万8887円であり、即時に換価のうえ、財団に組入れる予定である。

売掛金(=キャンセルフィー)は、39万4310円であるが、多くは消滅時効が完成しており、その他も預託金債権と相殺見込み等の理由で回収は不可能である。

不動産(大分県由布市湯布院町塚原所在)は、原野・山林の共有持分であり、株式会社ジャパンウエストがゴルフ用地として購入したものを一部承継したものである。一回目の民事再生手続後も任意売却が実現せず放置されていたものであるが、先般の調査で、固定資産評価額の2倍の価格(280万円)で購入する買受人が現れたため、追って売却予定である。

貸付金は、簿価で約21億7500万円であるが、いずれも上記2(2)の株式会社ジャパンウエスト及び弘洋産業株式会社に対するものであり、債務者が倒産状態であり、また、少なくとも消滅時効が完成していることから回収は不可能である。

会費を滞納している会員も確認されたが、預託金額が滞納額を上回る等の理由から、既に破産会社において債権放棄されており、当職から年会費の請求は予定していない。

その他、若干の出資金や預け金の存在が確認されているが、簿価は、計

22万円程度である。

当職においては、破産会社の経理書類等を精査し、また、関係者への聞き取り調査を実施したが、現在までに発見されている資産は、以上のとおりである。

(4) 否認対象行為の調査

破産会社は、株式会社オーレに対し、平成30年7月31日付けで本件ゴルフ場を1億円で事業譲渡した。当職が独自に調査した結果、本件ゴルフ場に係る不動産(土地・建物)の評価額は4386万8000円に留まり、その他に換価価値のある資産は存在しないことから、上記事業譲渡は、否認対象行為とはならないものと思料する。

また、過去の預託金の返還についても調査を行ったが、基本的に再生計画案に基づく弁済を行っていること(又は弁済を行わない場合には平等な取扱いを行っていること)及び抽選方法の公平性を確認しており、現時点で、偏頗弁済は確認できていない。

(5) 役員責任問題

代表取締役の前田義礼は、破産会社の事業状態が既に悪化していた平成13年に代表取締役就任したものであり、また、自己破産の申立てを予定していることから、役員責任の追及は不可能であると判断している。また、元代表者の大鉢紘樹については、多額の投資で破産会社の事業状態の悪化を招いたという問題があるが、少なくとも消滅時効の問題があり、役員責任の追及は不可能であると判断している。

4 財団債権、優先的破産債権及び一般破産債権への配当可能性

現時点で確認できている限り、破産会社に対する債権のうち財団債権は、少なくとも1430万6849円であり、優先的破産債権は少なくとも6389万22円である。一方、形成可能な破産財団は、約2700万円程度の見込み(但し、必要経費差引前)であり、現時点でこれ以上の増加の見込みはない。

そのため、現状、預託金返還請求権を含む一般破産債権への配当は、不可能と判断している。

5 今後の手続について

本破産事件では、現時点で、一般破産債権者への配当を行う具体的な見込みが立っていないため、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間は定められていない。今後、新たな資産の発見等の特段の事情がない限り、本破産手続は、配当に至らず異時廃止となる見込みである。

仮に、配当を実施する具体的な見込みが立った場合には、改めてホームページ等で周知を行う所存である。

以上

【お問い合わせ先】

破産者株式会社朽木ゴルフ倶楽部 管財人室コールセンター	
電話番号	06-6221-3358
FAX番号	06-6221-3344
受付時間	月～金(祝日を除く)10:00～17:00
HPアドレス	http://www.kutsukigolfclub.co.jp/login.html